

第1回 大洲市地域部活動推進協議会次第

日時：令和7年10月21日（火）午後4時～

場所：大洲市役所別館3階第1会議室

1 開 会

2 委員紹介

3 役員選出

4 議 題

(1) 国、愛媛県の動きについて

(2) 大洲市の現状について

(3) 大洲市の今後の進め方について

①中学校部活動改革のスケジュール

②地域クラブ活動体制(素案)

③大洲市部活動改革ロードマップ(素案)

(4) 大洲市学校部活動の地域展開の在り方に関する提言書(素案)について

(5) 大洲市部活動地域展開推進計画(素案)について

5 閉 会

大洲市地域部活動推進協議会 構成員名簿

1 協議会委員

番号	所 属	氏 名	役 職
1	愛媛大学社会共創学部	山 中 亮	
2	大洲市教育委員会	幸 田 裕 司	
3	大洲市スポーツ協会	佐 伯 幸 一	
4	大洲市スポーツ推進委員会	山 田 由 美 子	
5	大洲市スポーツ少年団	矢 野 一 友	
6	おおずスポーツクラブ	増 田 敬 治	
7	大洲市PTA連合会	岡 本 洋 昌	
8	大洲市PTA連合会	福 本 政 代	
9	大洲市校長会	西 山 慎 介	
10	大洲市学校体育会	中 岡 靖 典	
11	大洲市校長会	中 山 敏 恵	
12	大洲市教育委員会教育部長	加 納 紀 彦	
13	大洲市教育委員会教育総務課	市 川 努	

2 事務局

番号	所 属	氏 名	
1	大洲市教育委員会スポーツ振興課	谷 本 浩 二	
2	大洲市教育委員会スポーツ振興課	谷 野 真 由 美	
3	大洲市教育委員会スポーツ振興課	和 氣 敏 典	

大洲市地域部活動推進協議会設置要綱

令和5年6月19日
大洲市教育委員会要綱第10号

(設置)

第1条 大洲市立中学校における部活動について、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保、併せて、教職員の働き方改革に対する支援体制構築に向け、大洲市地域部活動推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 大洲市における部活動の地域移行に関すること。
- (2) 生徒、保護者及び教職員への実態調査及び研究に関すること。
- (3) 教職員の業務改善(兼職兼業)に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大洲市立中学校の地域部活動に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、大洲市教育委員会が委嘱する。

3 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末日までとする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委嘱後最初の会議は、大洲市教育委員会教育部長が招集する。

(費用弁償及び謝金)

第6条 委員が会議に出席したときは、委員に対し費用弁償及び謝金を支給することができる。

(検討班)

第7条 協議会が実施する調査及び検討を円滑に推進するため、検討班を置く。

2 検討班の班員は、大洲市教育委員会教育部長が指名する。

3 検討班での会議の経過及び結果は、協議会に報告しなければならない。

(事務局)

第8条 協議会及び検討班の事務局は、大洲市教育委員会スポーツ振興課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

大洲市地域部活動推進協議会

関係機関	所属
学識経験者	
学校関係	大洲市校長会、大洲市学校体育会、大洲市教育研究所、 大洲市PTA連合会
団体	大洲市スポーツ協会、大洲市スポーツ少年団、おおずスポーツクラブ
行政関係	大洲市スポーツ推進委員会、大洲市教育委員会
その他	大洲市教育委員会が必要と認める団体

4 議題

(1) 国、愛媛県の動きについて

【国】

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 最終とりまとめ（令和7年5月16日）について

改革の 理念等

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出
- 質の担保等の観点から、国が地域クラブ活動の定義・要件等を示し、地方公共団体が認定を行う仕組みを構築
- 改革の理念等をより的確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。

次期 改革期間

令和5年度～7年度
「改革推進期間」



令和8年度～10年度
「改革実行期間」（前期）

令和11年度～13年度
「改革実行期間」（後期）

休日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す

平日

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

費用負担 の在り方

- 地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等を検討
- 公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要。国において受益者負担の目安等を示す
- 経済的困窮世帯の生徒への支援は確実に措置。部活動指導員の配置についても一定の範囲で支援

各論

下記の8項目の個別課題について、具体的な対応策を提示

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等
2. 指導者等の質の保障・量の確保
3. 活動場所の確保
4. 活動場所への移動手段の確保
5. 大会やコンクール運営の在り方
6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進
7. 生徒の安全確保のための体制整備
8. 障害のある生徒の活動機会の確保

部活動地域展開の実現に向けた愛媛県方向性【概要①】(案)

背景

- 急激な少子化の進行【県内出生数の減少：10,399人(H26)→6,557人(R6)】
- 厳しさを増す中学生のスポーツ・文化芸術活動を取り巻く環境【県内部活動数の減少：1,710部(R2)→1,581部(R7)】

現状

- 関係者の努力により、全ての市町が地域展開・地域連携（完了・準備中・検討中含）に着手（※資料1）
- 一方で、市町の実情（規模やマンパワー等）が様々な中、取組の進捗状況に濃淡が生じている
- 全県的かつ喫緊の課題として、「指導者確保」と「受け皿づくり」が挙げられる

【取組の進捗状況(R7)】	
1 実証事業受託	11市町
2 推進計画策定	10市町
3 独自財源の確保	13市町
4 休日の地域展開完了時期目標公表	4市町
(部活動改革の取組状況に関する調査等より)	

限られた資源の中、子どもたちの豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保していくためには、
県と市町が協働体制を整え、それぞれの強みを生かし弱みを補完しながら取組を加速・継続させる必要性

県方針

(仮) 「やりたい！」を、あきらめない。

～オールえひめて挑む子どもの愛顔えがおと成長の居場所づくり～

県目標

【実行期間前期】R10までに全ての部活動で休日の地域展開を実現



【実行期間後期】平日も含め地域クラブ活動の拡充や持続化・安定化に向けた改革を推進

県方針及び県目標の考え方

- ・主たる目的は、学校部活動をなくすことではなく、将来にわたって子どもが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させていくことであり、その理念を幅広い関係者で共有。
- ・実行期間前期の目標年度はあくまで目安であり、地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。
- ・実行期間後期の具体的な目標（平日の地域展開等）については、市町の進捗状況や国の中間評価等を踏まえ、別途検討。
- ・子どもの豊かで幅広い活動機会を充実させることを入り口としながら、スポーツ・文化芸術活動を通じた地域社会の維持・活性化につなげることも期待される。

(2) 大洲市の現状について

大洲市の各中学校生徒数推移予想 (学校基本調査ベース : スポーツ振興課調べ)

(令和7年5月1日現在)

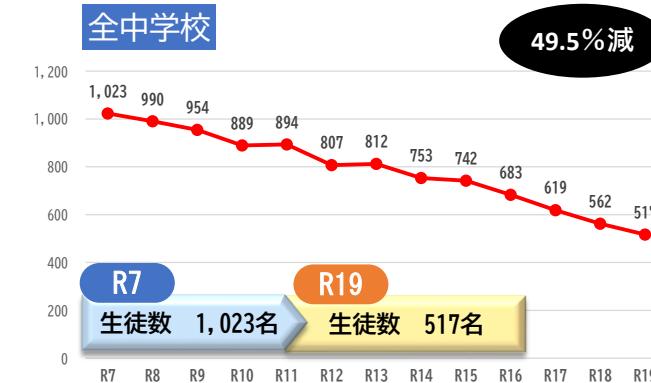
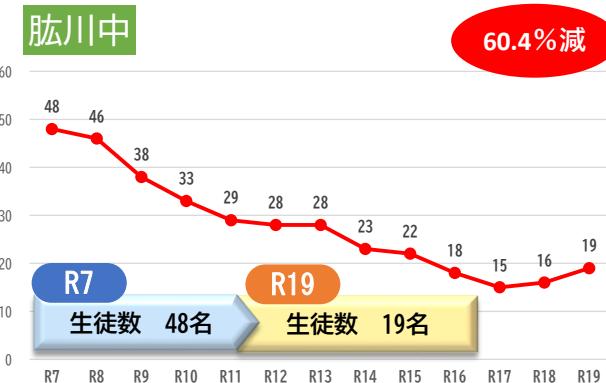
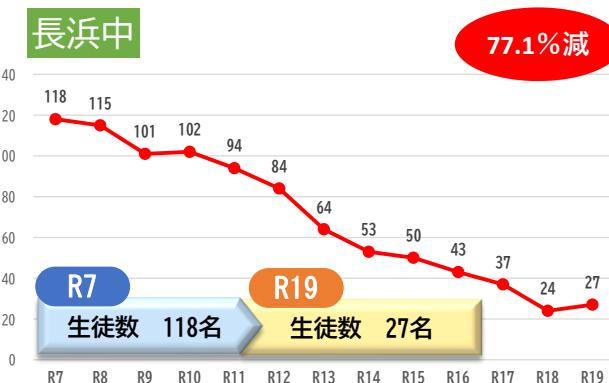
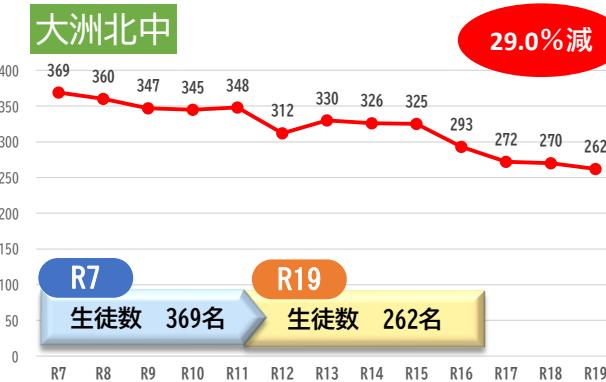
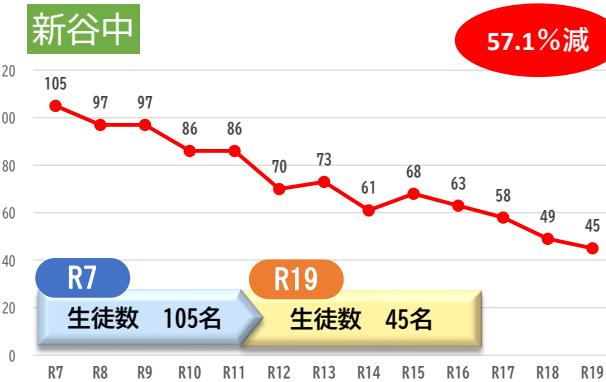
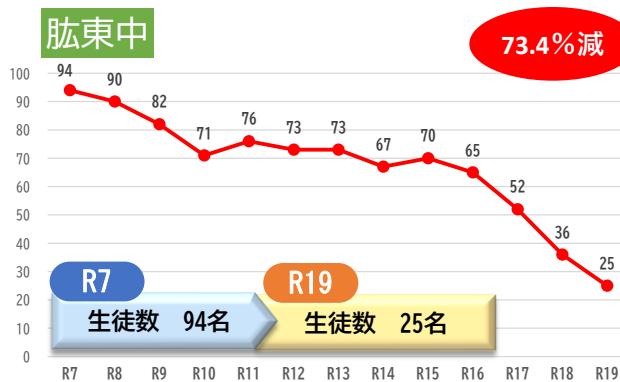
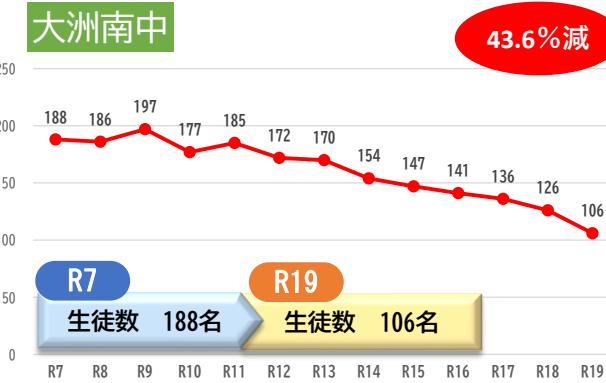
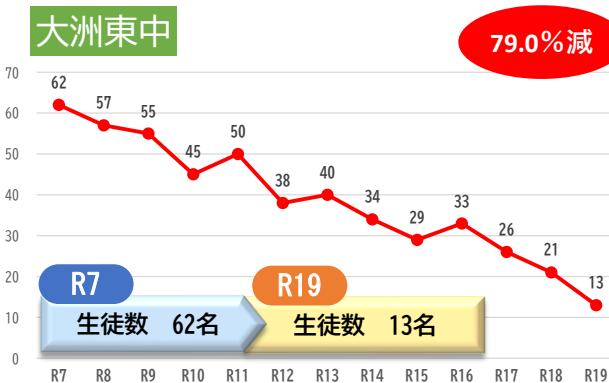
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	中3	中2	中1	小6	小5	小4	小3	小2	小1	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳
大洲東中	17	28	17	12	26	7	17	14	9	11	9	13	4	4	5
大洲南中	56	59	73	54	70	53	62	57	51	46	50	45	41	40	25
平野中	13	11	15	13	9	8	9	13	12	10	9	8	6	6	8
肱東中	27	31	36	23	23	25	28	20	25	22	23	20	9	7	9
新谷中	39	31	35	31	31	24	31	15	27	19	22	22	14	13	18
大洲北中	116	139	114	107	126	112	110	90	130	106	89	98	85	87	90
長浜中	38	43	37	35	29	38	27	19	18	16	16	11	10	3	14
肱川中	19	17	12	17	9	7	13	8	7	8	7	3	5	8	6
計	325	359	339	292	323	274	297	236	279	238	225	220	174	168	175

(R7)
1,023

(R19)
517

生徒数の推移予想 (R7～R19)

令和7年5月1日現在



令和7年度 大洲市学校別部活動 生徒数(1~2年生)

R7.5.1

種 目	試合 人数	最低 人数	別	大洲南			大洲北			平野			肱東			新谷			大洲東			長浜			部員数						
				1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計							
バスケットボール	5	5	男	3	12	15	4	5	9																	24					
			女	6	1	7	8	8	16							8	4	12								35					
サッカー	11	7	共				13	5	18				5	3	8				3	6	9	0	0	0		35					
軟式野球	9	9	共	14	7	21	7	3	10	0	4	4				2	9	11	5	4	9	8	9	17	1	4	5	77			
バレーボール	6	6	女	3	6	9	1	9	10	3	4	7	8	1	9							3	7	10	3	4	7	52			
ソフトテニス	6	4	男	9	11	20	17	17	34				6	7	13									0	2	2	69				
			女	7	1	8	6	7	13							11	0	11	4	6	10	3	7	10	1	2	3	55			
卓 球	6	6	男				2	3	5							7	4	11				3	3	6				22			
			女	5	3	8	13	4	17				1	3	4												29				
剣 道	5	3	男				2	2	4																		4				
			女				1	1	2																		2				
陸上競技		男					1	2	3																		3				
		女					2	2	4																		4				
水泳競技		男					4	5	9																		9				
		女					2	2	4																		4				
運動部員数				47	41	88	83	75	158	3	8	11	20	14	34	28	17	45	12	16	28	17	26	43	5	12	17	424			
吹奏楽				共	8	8	16	7	11	18				8	9	17	3	7	10	2	1	3	11	3	14			78			
美 術				共				9	15	24																		24			
コンピューター				共				1	21	22																		22			
園 芸				共				3	1	4																		4			
生 活				共				4	2	6																		6			
文 化				共	8	5	13				7	3	10							2	5	7	5	5	10			40			
総合文化				共									6	5	11												5	3	8	19	
文化部員数				16	13	29	24	50	74	7	3	10	14	14	28	3	7	10	4	6	10	16	8	24	5	3	8	193			
合 計				63	54	117	107	125	232	10	11	21	34	28	62	31	24	55	16	22	38	33	34	67	10	15	25	617			
生徒数				73	59	132	114	139	253	15	11	26	36	31	67	35	31	66	17	28	45	37	43	80	12	17	29	698			
入部率				86%	92%	89%	94%	90%	92%	67%	100%	81%	94%	90%	93%	89%	77%	83%	94%	79%	84%	89%	79%	84%	83%	88%	86%	88.4%			

令和7年度の実証事業について

①カヌー

活動場所	肱川城下ほか		
参加者数	7人		
在籍中学校	大洲北中、大洲南中、肱東中、平野中、長浜中		
指導者数	5人	属性	地域の指導者
活動回数	8回/月 6月から実施		

子どもたちがスポーツや文化芸術活動に親しみ、様々な体験をする機会を守っていくために 地域全体で部活動を支えていく取組みの モデル事業を行います

少子化が進み生徒数が減少する中、学校部活動が維持できなくなっていることから、全国的に学校と地域が協力・連携した取組み「学校部活動の地域展開」が進められています。

大洲市でも、休日の部活動において地域展開を実現し、地域クラブ活動に転換することを目指すため、「カヌークラブ」でのモデル事業を実施します。

●●●●●●●●●● 参加者募集 ●●●●●●●●●●

休日(土・日等)は、地域クラブでカヌー競技を体験しませんか。

トップコートをはじめ、現役日本代表や元日本代表からの指導も受けられる、県内で唯一のカヌークラブ(U16 日本代表所属)です。

未経験者も大歓迎!

カヌーに乗って、みんなで楽しく、肱川を近くで感じてみよう!

募集内容

参加対象者	大洲市立中学校に通う全生徒
実証期間	令和7年7月から令和8年1月 毎週 土曜日または日曜日(1回約2時間)
参加費用	年会費 2,000円 ※スポーツ安全保険 800円を含みます。 ※大会エントリー料、遠征費は実費を負担していただきます。
練習場所	肱川橋付近(しろしたかわみなど)ほか ※各自で練習場所に集合
指導者	大洲カヌークラブ会員
申し込み方法	裏面の参加申込書を学校に提出 または 電子申請サイトから申し込んでください。 (えひめ電子申請システム) ※スポーツ安全保険に加入するため、必ず事前に申し込んでください。
申し込み〆切	令和7年6月27日(金) ※締切後も随時参加を受け付けます。

※問い合わせは、下記の実施団体までご連絡ください。

大洲カヌークラブ 谷野 Tel

令和7年度 地域スポーツクラブ活動体制整備事業
(地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業)

②サッカー

活動場所	徳森公園多目的グラウンド		
参加者数	26人		
在籍中学校	大洲北中、大洲南中、肱東中、長浜中		
指導者数	2人	属性	地域の指導者
活動回数等	2回/月 7月から実施		

【募集チラシ】※学校を通じて全中学生に配布

子どもたちがスポーツや文化芸術活動に親しみ、様々な体験をする機会を守っていくために 地域全体で部活動を支えていく取組みの モデル事業を行います

少子化が進み生徒数が減少する中、学校部活動が維持できなくなっていることから、全国的に学校と地域が協力・連携した取組み「学校部活動の地域展開」が進められています。

大洲市でも、休日の部活動において地域展開を実現し、地域クラブ活動に転換することを目指すため、「サッカークラブ」でのモデル事業を実施します。

●●●●●●●●●● 参加者募集 ●●●●●●●●●●

平日は、学校の部活動で練習、休日(土・日等)は、地域クラブでスキルアップ。
学校でサッカー部に入っていないなくても、他の部活に入っていても参加できます。
サッカーを楽しみましょう!!

募集内容

参加対象者	大洲市立中学校に通う全生徒
活動期間	令和7年7月から令和8年1月(月2回程度) 土曜日または日曜日(1回約3時間)
参加費用	1回 500円 ※スポーツ安全保険 800円を別途いただきます。
練習場所	徳森運動公園、平野運動公園ほか ※各自で練習場所に集合
指導者	(NPO法人おおずスポーツクラブ) 地域スポーツクラブ等の指導者、地域の指導者等
申し込み方法	裏面の参加申込書を学校に提出 または 電子申請サイトから申し込んでください。 ※スポーツ安全保険に加入するため、必ず事前に申し込んでください。
申し込み〆切	令和7年6月27日(金) ※締切後も随時参加を受け付けます。
保護者説明会の開催	[日時] 令和7年6月19日(木) 19:00~ [場所] 大洲市役所別館3階第1会議室 ※申し込みは不要です。



	日 時	場 所	日 時	場 所
7月	13日(日) 9:00	徳森公園多目的G	8月	3日(日) 9:00
	27日(日) 9:00	徳森公園多目的G		17日(日) 9:00

※問い合わせは、下記の実施団体までご連絡ください。
NPO 法人おおずスポーツクラブ 大洲市常磐町70番地 Tel24-7228

令和7年度 地域スポーツクラブ活動体制整備事業
(地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業)

部活動改革にかかる会議開催状況

R7.10.21現在

年度	開催月日	会議名	内容
令和7年度	R7.5.7	第1回実証事業担当者会議(サッカー)	実証事業の内容等
	R7.6.20	第1回地域部活動推進事業検討班会	国・大洲市の状況、実証事業の種目
	R7.7.25	第2回地域部活動推進事業検討班会	ロードマップの検討
	R7.9.19	第3回地域部活動推進事業検討班会	ロードマップの検討
令和6年度	R6.5.31	第1回 地域部活動推進事業検討班会	実証事業の課題検証、計画検討
	R6.7.2	第1回 地域部活動推進協議会	方針(案)
	R6.7.16	大洲市校長会	方針(案)、実証事業
	R6.9.6	大洲市PTA連合会意見交換会	方針(案)説明
	R6.9.13	大洲市校長会	教職員アンケート説明
	R6.10.7	第2回 地域部活動推進協議会	方針(案)、教職員アンケート結果
	R7.2.26	大洲市PTA連合会会长・副会長会	方針(案)の再考、教職員アンケート結果
	R7.3.10	第3回 地域部活動推進協議会	方針(案)の取下げ、今後のスケジュール
令和5年度	R5.6.8	第1回 地域部活動推進事業検討班会	実証事業、種目等
	R5.7.4	第1回 地域部活動推進協議会	国、大洲市の状況、実証事業
	R5.11.27	第2回 地域部活動推進事業検討班会	地域部活動推進計画(素案)、実証事業
	R5.12.13	第2回 地域部活動推進協議会	大洲市地域部活動推進計画(素案)、実証事業
	R6.2.8	第3回 地域部活動推進事業検討班会	中体連からの通知、実証事業
	R6.3.18	第3回 地域部活動推進協議会	大洲市地域部活動推進計画、実証事業
令和4年度	R4.6.17	第1回 部活動地域移行検討班会	地域移行の概要、現状説明
	R4.7.8	第2回 部活動地域移行検討班会	指導者の洗い出し、教職員、児童・生徒、保護者アンケート
	R4.8.30	第3回 部活動地域移行検討班会	市町連絡協議会報告、アンケート
	R4.10.21	第4回 部活動地域移行検討班会	補助事業、児童・生徒、保護者アンケート
	R4.12.22	第5回 部活動地域移行検討班会	児童・生徒アンケート、保護者アンケート
	R5.3.23	第6回 部活動地域移行検討班会	保護者アンケート結果、実証事業

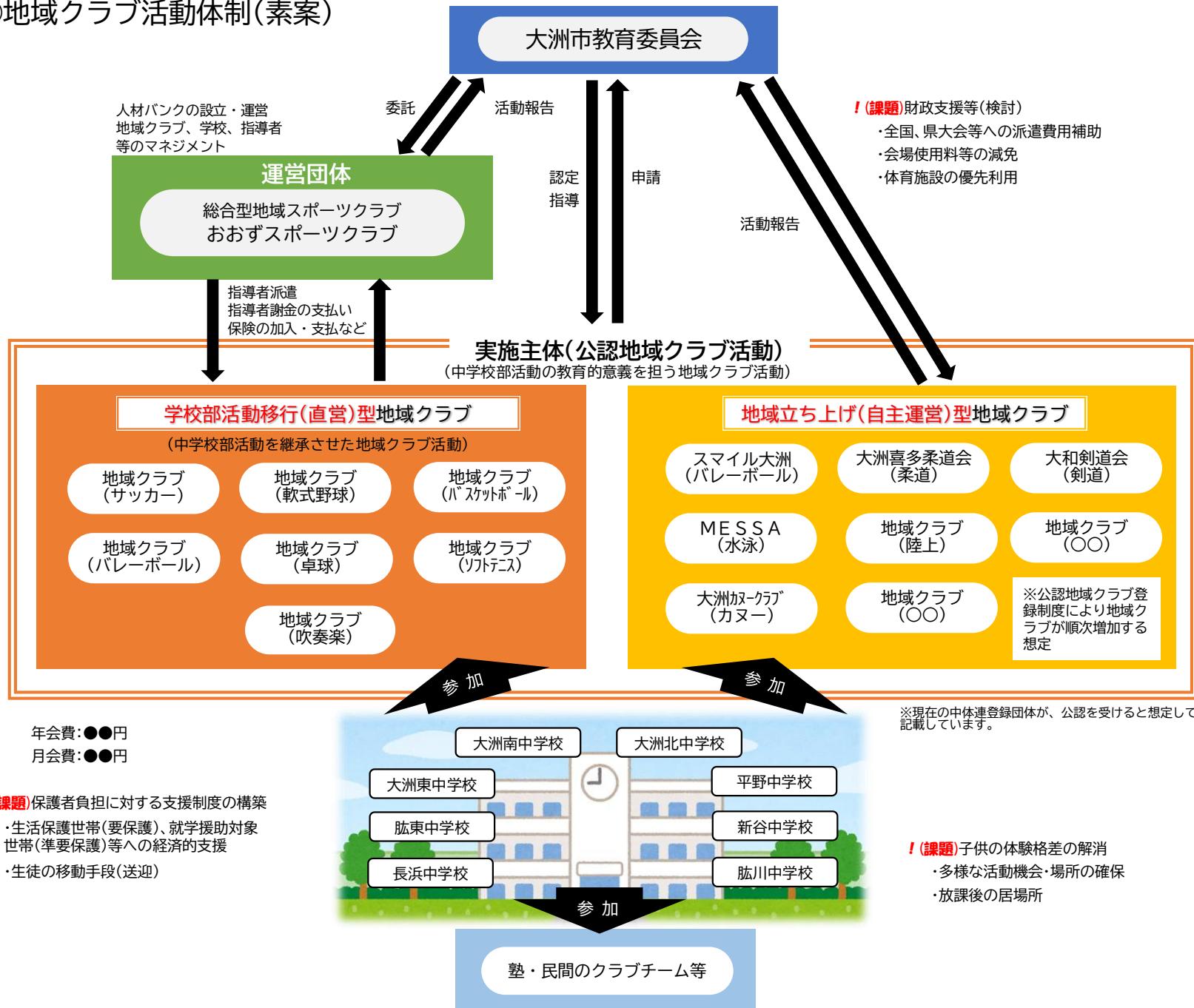
(3) 大洲市の今後の進め方について

①中学校部活動改革のスケジュール

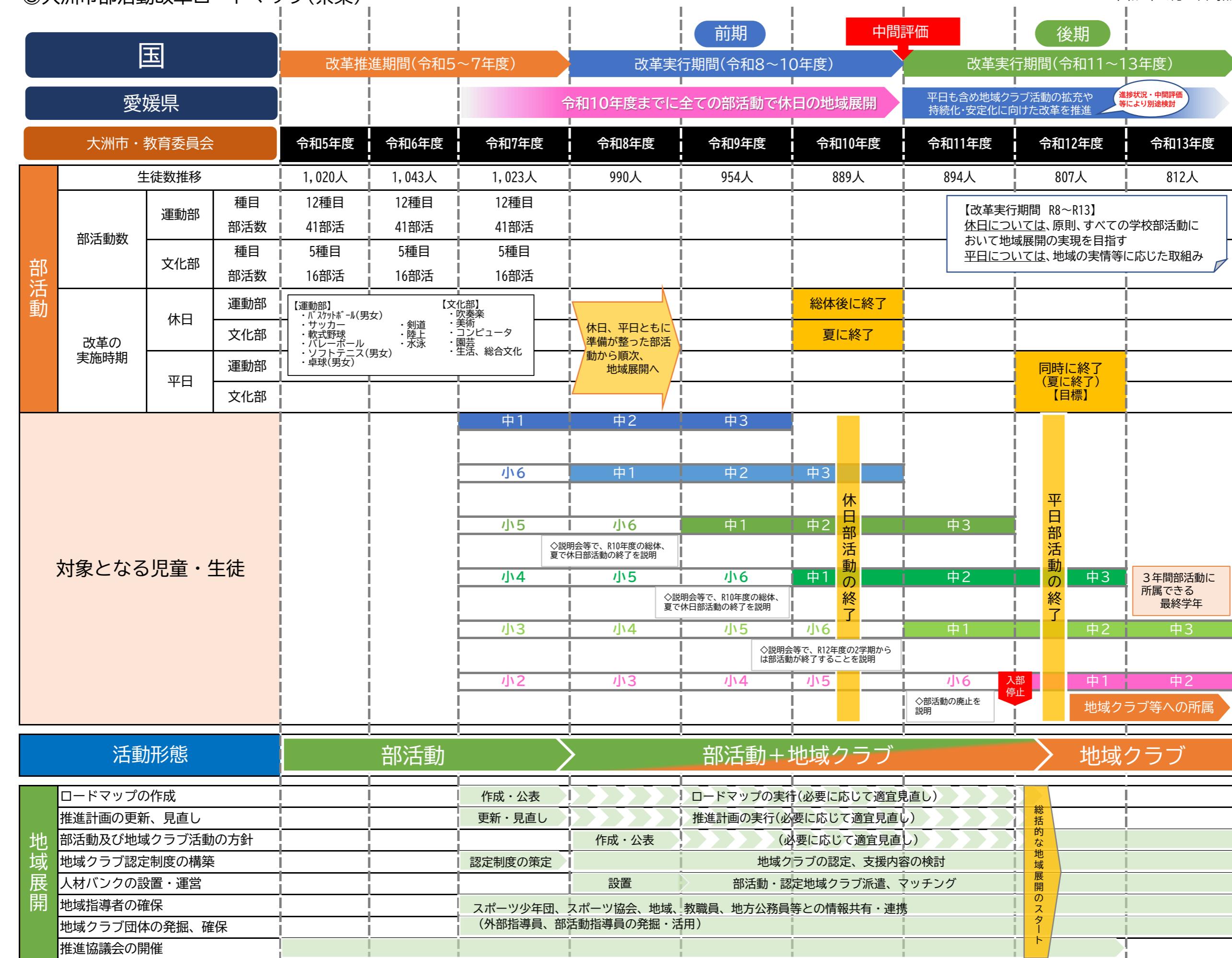
令和7年10月21日現在

令和7年度の 進め方	<ul style="list-style-type: none">○子供たちのスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保と、学校における働き方改革の推進を目的とした、『大洲市学校部活動の地域展開の在り方に関する提言』をまとめ、「大洲市地域部活動推進協議会」から「大洲市教育委員会」へ提言書を提出する。○部活動改革ロードマップ等を作成し、公表する。○「大洲市部活動地域移行推進計画」の更新・見直し
令和8年度以降 の進め方	<ul style="list-style-type: none">○総合型地域スポーツクラブおおずスポーツクラブを運営団体とし、連携して、部活動の教育的意義を担い、継承する学校部活動移行型の地域クラブの創設を進める。○地域クラブの持続可能な運営体制を確立するため、地域クラブ認定制度を創設し、支援体制の検討・制度等の構築を進め、認定地域クラブの拡大を図る。○子供たちが多様なスポーツ・文化芸術活動を体験する機会を増やすことを目的とした運営組織の創設をすすめ、地域から指導者、見守りボランティアなどを募集し、指導者等の人材バンクを創設して、確保・育成を図る。

②地域クラブ活動体制(素案)



③大洲市部活動改革ロードマップ(素案)



(4) 大洲市学校部活動の地域展開の在り方に関する提言書(素案)について

【素案】

提言Ⅰ【基本的な方向性】

市教育委員会は、「地域の子供たちは学校を含めた地域で育てる」という理念の下、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会の確保・充実を図ること。また、学校部活動の教育的意義を十分に継承・発展させることができる体制を、地域、学校、保護者、関係団体と連携して構築し、子供たちの気持ちに寄り添いながら、本市の実情に即した「部活動の地域展開の在り方」を具体的に確立し、推進すること。

(1) 受け皿の整備

学校部活動の教育的意義を継承・発展させる役割を担う地域クラブについて、その管理運営体制を構築するとともに、受け皿となり得る地域クラブの認定制度の創設や地域クラブの設立・運営などに対する支援を行うこと。

(2) 指導者の確保

指導が可能な人材について、希望する兼職兼業による教職員をはじめ、外部指導員等を積極的に活用するなど、県や各スポーツ・文化芸術団体等と連携して広域的に発掘し、人材バンク等の設立・運営により確保・育成すること。

(3) 施設・財政支援

認定地域クラブにおける、大会等への派遣費用、学校施設等の優先利用、施設使用料や夜間照明使用料の減免、学校部活動で使用している用具の継続使用などの支援策について検討すること。

(4) 保護者負担

保護者の送迎や経済的負担の軽減などの支援策について検討すること。

(5) 周知・説明

地域展開の趣旨、進捗状況等について、学校、児童・生徒及び保護者、地域、各スポーツ・文化芸術団体等への周知に努めること。

提言2【具体的な時期・取組】

市教育委員会は、休日・平日ともに体制等の準備が整った競技・種目から地域展開を順次進めるとともに、令和10年度の夏に休日の学校部活動を完全に廃止することとし、円滑な地域展開に必要な体制の整備を進めること。

平日の学校部活動の廃止については、令和12年度の夏を目標とし、地域クラブの拡充や持続化・安定化に向けた改革を推進すること。

(1) 認定地域クラブ活動へのサポート体制の構築

地域クラブの拡大を推進するため、総合型地域スポーツクラブおおずスポーツクラブの体制強化を支援し、連携して、学校部活動移行型の地域クラブや指導者等人材バンクの創設を進めるとともに、地域から立ち上げられた地域クラブに対する支援策等についても協議・検討を進めること。

(2) 子供の健全育成と多様な活動機会の保障

生徒の健全育成や居場所づくりを推進するとともに、多様な活動体験の機会を確保するため、学校や生徒が主体的に企画・参加できる放課後活動の充実や、多様なスポーツ・文化芸術等の幅広い分野における体験機会の創出・拡大について検討すること。

(3) 完全移行

令和10年度の夏に休日の学校部活動について、運動部、文化部を問わず廃止し、生徒がスポーツや文化芸術活動に継続して取り組めるよう、地域クラブの設立や地域人材の活用、希望する教職員の兼職兼業による支援体制の整備を検討すること。また、平日の学校部活動についても令和12年度の2学期前までを目標として廃止し、学校部活動の完全な地域展開を目指すこと。

休日、平日の移行期においては、生徒・保護者の心身の安定や不安軽減を図るため、教職員と地域クラブの指導者が協働して指導に当たる体制を整えること。